

**令和8年度 第1回
地域密着型サービス集団指導 及び地域密着型サービス事業所連絡会定期総会
次第**

日 時 令和8年7月8日(水) 13時30分～15時00分
会 場 グリーンホール 1階ホール（板橋区栄町36-1）

～第1部 板橋区地域密着型サービス事業者向け集団指導～

議 題

(1) 介護保険課 介護DX推進係より

- ・介護情報基盤の概要について……………資料1 (P2～3)
- ・令和8年度板橋区介護サービス従事者勤続表彰事業について……………資料2 (P4～5)
- ・令和8年度介護事業者に対する支援策のご紹介……………資料3 (P6～23)

(2) 介護保険課 介護事業者係より

- ・令和8年度板橋区介護保険サービス事業者等指導実施方針について…資料4 (P24)
- ・指導業務における周知事項について……………資料5 (P25～61)
- ・事故報告書の実績について……………資料6 (P62～75)

留意事項

ご質問につきましては、出席票の感想欄に内容等をご入力ください。後日、内容を確認のうえ、担当する所管より回答させていただきます。

介護保険課介護事業者係 電話:03-3579-2386 E-mail:ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp

～第2部 第14期板橋区地域密着型サービス事業所連絡会定期総会～

事業所連絡会代表者よりご案内させていただきます。

令和8年7月8日

区内介護サービス事業所 御中

介護情報基盤の概要について

介護保険課介護DX推進係

日頃より介護保険業務につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年5月19日公布）により介護保険法が改正され、全国の自治体において介護情報基盤の運用開始に向けた準備を進めています。

つきましては、介護情報基盤の概要や板橋区における対応状況をご案内いたします。

記

1 介護情報基盤について

介護情報基盤とは、厚生労働省が整備を進める全国共通の情報連携基盤システムで、介護に関する情報等を関係者（利用者本人・区市町村・介護事業所・医療機関等）が電子で共有、活用することで、介護保険にかかる各種手続等の利便性や介護保険サービスの質の向上を目指す仕組みです。

令和8年4月1日以降、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応が完了した市町村から、順次、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行、介護情報基盤経由での情報共有を開始することとされており、板橋区においては、令和9年6月16日からの利用開始を予定しております。

2 介護情報基盤ポータルサイトについて

公益社団法人国民健康保険中央会において、介護情報基盤及び関連サービスの情報提供等を目的に、「介護情報基盤ポータルサイト」が公開されました。厚生労働省では、介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援について、本ポータルサイトを經由して実施しておりますので、ご確認ください。

「介護情報基盤ポータル」 <https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

3 介護事業所及び医療機関への支援策について

介護情報基盤を活用した情報共有を行うには、カードリーダー等の導入や介護保険資格確認等 WEB サービスのアカウント設定などが必要となります。

介護事業所及び医療機関への支援策、介護情報基盤連携に係る費用に対する助成金については、介護情報基盤ポータルサイトにて公開されております。

【問合せ先】

介護保険課介護 DX 推進係

電話 3579-2357

メール ki-kaikan@city.itabashi.tokyo.jp

令和8年7月8日

区内介護サービス事業者 様

板橋区役所介護保険課

板橋区介護サービス従事者 勤続表彰事業について（通知）

日頃より、板橋区の介護保険事業について、ご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

板橋区では、介護サービスを通して区民に貢献され、他の模範となる介護業務従事者の方に対して、表彰状の授与を行います。

記

1 趣旨

板橋区内の介護サービス事業所において、介護関係業務に精励した方に表彰状を授与し、介護関係業務に携わる方の定着を図ることを目的とします。

2 対象者（令和8年度から変更有）

板橋区内の介護サービス事業所において、常勤従事者として、介護サービスの向上に熱意を有し、他の模範となる介護サービスの提供に努めている方で、次に掲げる要件のいずれかに該当する方。

- (1) 令和8年4月1日時点で、介護サービス利用者の処遇に直接携わる介護関係業務(※)に通算して5年以上、10年以上又は15年以上従事し、かつ、同日現在、区民に対してその業務を行っている方。
- (2) 令和8年4月1日時点で、介護サービス利用者の処遇に直接携わる介護関係業務に、産休・育休・介護を理由として休職・退職し、復職を経て通算して3年以上、8年以上又は13年以上従事している方で復職後1年以上経過し、かつ、同日現在、区民に対してその業務を行っている方。

※「介護関係業務」とは、以下の例のような職種の方が行う業務を指します。

例) 介護職員・訪問介護員・生活相談員・支援相談員・機能訓練指導員・介護支援専門員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師・看護職員・栄養士等

3 令和8年度事業内容（予定）

- ・勤続年数が10年以上又は15年以上の表彰対象者につきましては、令和9年2月に実施予定の表彰式への出席を依頼する予定としております。なお、当該表彰式への出席は任意となります。
- ・勤続年数が5年以上の表彰対象者につきましては、表彰状の郵送をもって表彰を行います。

4 令和8年度事業スケジュール（予定）について

令和8年6月下旬 被表彰候補者推薦受付開始

※推薦手続に関する案内や必要書類、表彰対象者の要件について、板橋区ホームページに掲載しますのでご確認ください。

※事業者の代表者（管理者）名で推薦書をご提出ください。

令和8年8月下旬 被表彰候補者推薦受付〆切

令和8年10月 被表彰者内定通知及び表彰式案内通知の送付

令和9年2月 表彰式

なお、上記スケジュール（予定）は変更となる場合がありますので、ご了承ください。

事業の詳細につきましては、令和8年6月下旬に、板橋区ホームページにおいて公表するとともに、電子メールにより周知を行う予定です。

【問合せ先】板橋区役所健康生きがい部介護保険課介護 DX 推進係

電話：03-3579-2357

令和8年度新規事業

板橋区介護福祉士 資格取得支援助成事業



助成金額

介護福祉士国家試験受験手数料	18,380円
介護福祉士資格登録手数料	3,320円

助成対象者

- (1) 令和6年度又は令和7年度実施の介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けていること
- (2) 介護福祉士の資格登録日から3か月以内に、板橋区内の介護サービス事業所に介護職員として就労していること
- (3) 上記(2)の就労が勤務開始日（介護福祉士の資格登録の前から就労している場合は、資格登録日の翌日）から3か月以上継続しており、かつ申請日時点において就労していること
- (4) 介護福祉士国家試験受験手数料及び介護福祉士資格登録手数料について、他の助成を受けていないこと
- (5) 申請日時点で個人住民税を滞納していないこと

申請方法

以下の書類を郵送又は窓口を持参するか、電子申請により提出してください。

- (1) 交付申請書兼請求書（第1号様式）
- (2) 就労証明書（第2号様式）
（資格登録日翌日から3か月以上勤務していることが確認できるもの）
- (3) 介護福祉士資格登録証の写し
- (4) 介護福祉士国家試験受験手数料の払込受領証の写し ※次のうちいずれか1点
 - ・受験票の写し（氏名の記載がある面の写し及び受領証の面の写し）
 - ・試験センターに提出する払込受領証の写し（受領印のあるもの）
 - ・ATM利用明細書の写し
- (5) 介護福祉士資格登録手数料の払込受領証の写し ※次のうちいずれか1点
 - ・払込受領証の写し（受領印のあるもの）
 - ・ATM利用明細書の写し
- (6) 納税証明書又は非課税証明書
※板橋区以外で課税又は非課税の決定がされている方のみ

申請期限

令和9年3月31日 必着

※予算が上限に達し次第、受付を終了いたします

問い合わせ・提出先

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護DX推進係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

☎ 03-3579-2357



板橋区 介護福祉士助成



介護職員資格取得研修 課程受講料助成事業

板橋区内の介護事業所で
働く職員を応援します！

「助成対象研修」

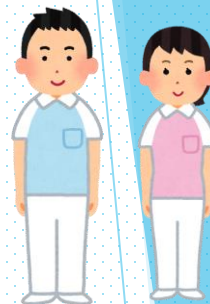
◆介護職員初任者研修 ◆介護職員実務者研修

「助成内容」

受講料の9割 ※千円未満切捨て

(初任者研修：上限8万円・実務者研修：上限10万円)

※交通費など、一部助成にならない経費があります。



●助成対象者● (①～⑤を全て満たす方)

- ① 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修課程を修了した方
- ② **修了日から3カ月以内に板橋区内の介護サービス事業所に介護職員として就労している方**
- ③ 助成金の申請時において、板橋区内の介護サービス事業所に介護職員として就労しており、その就労が**研修修了後3カ月以上継続**している方
※非定型的パートタイムヘルパーについては、3カ月以上の継続勤務及び勤務時間が**通算45時間**を満たしたとき
- ④ 初任者研修・実務者研修の受講料について、他に助成を受けていない方
- ⑤ 申請日現在、個人住民税及び軽自動車税を滞納していない方

●申請書類●

- ・ 交付申請書兼請求書（第1号様式）
 - ・ 修了証明書の写し
 - ・ 受講料の領収書（原本）
 - ・ 勤務証明書（上記対象要件②③が確認できるもの）
 - ・ 特別区民税・都民税などの納税証明書等又は非課税証明（必要な方のみ）
- ※申請書と勤務証明書は板橋区ホームページからダウンロードできます。

！注意！ 助成金の申請期限は、①～④を満たした日の翌日から**3カ月以内**です！！

提出先・問合せ先

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号
板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護DX推進係
(本庁舎北館2階14番窓口)

電話 03-3579-2357 (直通)

※郵送で申請する際は、事前にご連絡ください。



板橋区ホームページ



<令和8年度版>

介護事業者に対する支援策のご紹介

- かいごチャレンジ職場体験事業【1】
- 介護職員就業促進事業【2】
- 訪問介護採用応援事業【3】
- 地域を支える「訪問介護」応援事業【4】
- 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業【5】
- 介護職員奨学金返済・育成支援事業【6】
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業【7】
- 介護職員宿舍借り上げ支援事業【8】
- 介護現場改革促進事業
 - ・デジタル機器導入促進支援事業【9】
 - ・次世代介護機器導入促進支援事業【10】
 - ・人材育成促進支援事業【11】
- 介護DX推進人材育成支援事業【12】
- 介護支援専門員法定研修受講料補助事業【13】
- 居宅介護支援事業所経営改善等支援事業【14】
- 介護施設におけるカスタマーハラスメント対策強化事業【15】

※各事業ごとに別スライドとなっていますので、事業者への周知の際にぜひご活用ください。

令和8年度 かいごチャレンジ職場体験事業

事業内容

- 介護の仕事の未経験者を対象に、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援
- 職場体験を通じて、介護の仕事を広く知ってもらう



参加者（都民）募集

- ▶ 対 象 介護職未経験者かつ都内または近隣県に在住
年齢不問（学生も介護福祉士養成課程以外対象）
- ▶ 募集数 1,000名程度
- キャリアカウンセラーから意向に沿う体験先を調整
- 職場体験参加1日あたり5,000円の支援金支給
（1事業所5日まで、1人3事業所まで）
- 体験後就業意向がある場合、就業先と条件等をマッチング

受入事業者募集

- ▶ 対 象 都内介護保険施設または事業所
- ▶ 募集数 800所程度
- 体験プログラム作成や職場定着をテーマにセミナーを開催
- 体験の受入れや日程調整、就業を希望する際の調整をフォロー
- 職場体験受入1日あたり7,100円の支援金支給

未経験者の活用支援

- かいチャレ登録事業所に対し、未経験者でも可能な業務切り出し等のアドバイス
- 有償ボランティアやスポットワーク等のトライアル利用料支援

参考

- ※ 民間の人材会社に委託して実施（令和7年4月以降、受託者決定次第、順次募集開始）
- ※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。現在、令和7年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigochallenge.html>（「かいチャレ」で検索）
- ※ 本事業は介護保険サービスが対象ですが、保育・児童及び障害福祉サービスを体験先としたふくチャレ事業を生活福祉部にて令和6年度より実施しています。

東京都福祉局



令和8年度 介護職員就業促進事業

支援内容

事業者が新たに採用した介護職員（有期雇用職員）の雇用経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 対象期間中の賃金相当額、初任者研修等受講料、求人広告費 など
- ▶ 負担額上限 1人あたり 198万円 又は 120万円まで（勤務時間の長さによる）
- ▶ 募集人数 800名程度 （1事業所あたり最大3名。経験者は1事業所あたり1名まで）

※週20時間以上の勤務が対象です。

条件

- ▶ 対象期間 雇用開始日～令和9年1月31日の期間で最大6か月（有期雇用契約に限る）
- ▶ 雇用開始 令和8年5月上旬～11月1日（予定）
- ▶ 対象条件 勤務の一部として、対象期間中に以下の研修のいずれかを修了すること
 - ・無資格者…「介護職員初任者研修」
 - ・有資格者…「実務者研修」
- ▶ 対象事業所 公募により決定された都内の介護保険施設等（※訪問介護系事業所を除く。）
事業者公募4月上旬～中旬（※6月上旬～中旬も追加募集の可能性あり）



参考

- ※ 東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施
- ※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syugyosokushin>

【東京都福祉人材センター】 <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都福祉局



人材センター



令和8年度 訪問介護採用応援事業

支援内容

事業者が新たに採用した訪問介護員（有期雇用職員）の雇用経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 対象期間中の賃金相当額、初任者研修等受講料 など ※求人広告費は対象外です。
- ▶ 負担額上限 1人あたり 198万円 又は 120万円まで（勤務時間の長さによる） ※週10時間以上の勤務が対象です。
- ▶ 募集人数 340名程度 （1事業所あたり最大3名。経験者は1事業所あたり1名まで）

条件

- ▶ 対象期間 雇用開始日～令和9年1月31日の期間で最大6か月（有期雇用契約に限る）
- ▶ 雇用開始 令和8年5月上旬～11月1日（予定）
- ▶ 対象条件 勤務の一部として、原則、対象期間中に以下の研修のいずれかを修了すること
 - ・無資格者…「介護職員初任者研修」
 - ・有資格者…「実務者研修」
- ▶ 対象事業所 公募により決定された都内の訪問介護事業所等
事業者公募4月上旬～中旬（※6月上旬～中旬も追加募集の可能性あり）

参考

- ※ 東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施
- ※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の訪問介護採用応援事業の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/homonkaigosaiyooen>

【東京都福祉人材センター】 <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都福祉局



人材センター



令和8年度 地域を支える「訪問介護」応援事業

支援内容

人材確保体制の構築に向けた取組や、経営改善に向けた取組等の経費を都が負担します。

1 中山間地域等・離島等地域における

採用活動の支援

- ▶ 対象経費 離島等地域に所在する訪問介護等事業所が、地理的条件等により発生する採用活動のかかり増し経費
- ▶ 補助基準額 1事業所当たり 30万円

2 経験年数が短いホームヘルパー等への

同行支援

- ▶ 対象経費 事業所の経験年数の長いホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーに同行・指導する取組に係る経費
- ▶ 補助基準額
 - 30分未満の同行支援2,500円/回
 - 30分以上の同行支援4,000円/回
 - ※離島・中山間地域は、
30分未満3,500円、30分以上5,000円

3 経営改善の支援

- ▶ 対象経費 経営の基盤強化・状況改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家との契約に係る経費及び当該契約にあたり事務作業を行う臨時職員の雇用経費
- ▶ 補助基準額 1事業所当たり 40万円

4 登録ヘルパー等の常勤化支援

- ▶ 対象経費 登録ヘルパー等の常勤化を促進するための経費
- ▶ 補助基準額 常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり10万円（3か月まで）

5 介護人材確保のための広報・採用活動に関する支援

- ▶ 対象経費 ホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費
- ▶ 補助基準額
 - ① 1法人1事業所申請：80万/1事業所
 - ② 1法人2事業所：40万/1事業所
 - ③ 1法人3事業所以上：30万/1事業所

条件

- ▶ 対象 都内訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間訪問介護、訪問入浴介護※）
- ※訪問入浴介護は上記支援内容の「5 介護人材確保のための広報・採用活動に関する支援」のみ

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
 【東京都福祉局<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/chiiki>】

東京都福祉局



令和8年度 訪問介護事業所におけるE V車・E Vバイク導入支援事業

支援内容

中小の訪問介護事業所が、電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費
- ▶ 補助基準額 1事業所あたり500万円（上限）
- ▶ 補助率 1／2
- ▶ 実施規模 30事業所

条件

- ▶ 対象事業所 訪問介護事業所
(訪問介護/定期巡回・随時対応型介護看護/夜間対応型訪問介護)
- ※都内に訪問介護の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万を超える法人は除く
※1法人あたり3事業所まで

参考

※ 詳細は、東京都のホームページでご案内しています。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/evhojyojigyau>

東京都福祉局



支援内容

介護職員の奨学金返済支援と育成に取り組む事業者に対し、必要な経費を都が補助します。

- ▶ 対象経費 事業者が、「対象職員に支払った奨学金返済手当」もしくは「代理返還した奨学金」の額
- ▶ 補助基準額 月5万円上限（最大5年間補助）



条件

- ▶ 対象職員 令和8年1月2日～令和9年1月1日に新たに採用した、介護業務未経験の者
- ▶ 対象奨学金 日本学生支援機構（JASSO）、学校、地方公共団体の貸与型奨学金
- ▶ 補助条件 対象職員が以下の期間で資格取得のステップアップに取り組むとともに、事業者がそれを支援する制度を有していること

期間	1年以内	3年以内	4（・5）年目
対象資格	介護職員初任者研修の修了	実務者研修の修了	介護福祉士国家試験の受験

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>
【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

東京都福祉局



福祉保健財団



支援内容

住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、居住支援特別手当を、都が助成します。

- ▶ 対象要件 各法人において居住支援特別手当を対象者に支給する場合
- ▶ 助成額 対象者一人あたり月額最大1万円
(勤続5年目までの介護職員にはさらに1万円を加算)



条件

- ▶ 対象者：常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上(又は月80時間以上)）
- ▶ 居住形態等の要件 原則、居住形態・所有形態は問いません。
※「介護職員宿舎借り上げ支援事業」等の利用者については対象外です。
- ▶ 手当額 月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）

参考

※ 事業詳細は本事業のポータルサイトからご覧ください。

【東京都居住支援特別手当ポータルサイト】

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/index.html>

ポータルサイトは
こちらから↓



令和8年度 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

支援内容

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を、都が助成します。

- ▶ 対象経費 賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料 など
- ▶ 助成基準額 宿舎1戸あたり月82,000円
- ▶ 助成戸数 事業所の利用定員数に応じて、4戸から最大20戸まで
ただし、上限戸数に達した場合でも外国人は枠外で助成
- ▶ 実施規模 7,924戸



条件・補助率

災害対応要件	①区市町村から福祉避難所等の指定を受けている事業所	②区市町村と災害時協定（※）を締結している事業所	③その他の事業所
補助率	7 / 8		1 / 2

※【災害時協定について】「安否確認＋災害時のサービス提供等」又は「安否確認＋避難誘導」のいずれか

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

東京都福祉局



福祉保健財団



支援内容

介護事業所が、デジタル機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム（介護業務支援システム）を導入する場合に、必要な経費の一部を都が補助します。

対象事業所：都内において開設している介護事業所

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助基準額	補助率
介護業務支援システム導入等経費	①ソフトウェアやクラウドサービス （購入費、リース料、導入設定費 等） ②タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア （購入費、リース料、導入設定費 等） ③Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 （購入費、設置費）※Wi-Fi環境整備に必要なもの ④他事業者からの照会等に応じた経費 （説明資料印刷代 等）※ I C T 導入に関する照会等	最大 6 6 6 万 7 千円 ※事業所の職員数に応じて異なる。	3/4
効果的な導入及び活用の支援に関する経費	システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費	1 0 0 万円	3/4

介護業務支援システムの主な対象要件

- ◆ 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一通り行う(一気通貫となる)ことが可能となるものであること
- ◆ 日中のサポート体制を常設していることが確認できるものであること
- ◆ 厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」による情報収集に協力する意思を有すること
- ◆ IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」を宣言すること。

参考

※ 令和 8 年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和 7 年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html>
【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

福祉保健財団



支援内容

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に必要な経費の一部を都が補助します。

	(1) 次世代介護機器導入支援事業		(2) 次世代介護機器導入推進事業		(3) 見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業	
対象施設	・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援		・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援		・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援	
対象機器	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援	・移乗介護 ・入浴支	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援	・移乗介護 ・入浴支援	・見守り支援機器	見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備
補助基準額 (1台当たり)	40万円 (1台当たり)	133万4千円 (1台当たり)	60万円 (1台当たり)	133万4千円 (1台当たり)	40万円 (1台当たり)	1,333万4千円 (1法人当たり)
補助率	3/4	3/4	3/4	7/8	3/4	3/4

条件等

- ◆ 上記(2)次世代介護機器導入推進事業は、「アドバンスセミナー」への参加のほか、「公開見学会」等への協力が条件となります。
- ◆ 上記(3)見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業は、令和2年度から令和6年度までに「介護保険施設等におけるICT活用促進事業」、「介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業」又は「見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業」の補助を受けた法人は、申請を行うことはできません。

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jisedaikaigo/index.html>
【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jisedai/>

福祉保健財団



支援内容

介護事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善に取り組む場合に、必要な経費の一部を都が補助します。

▶ 対象施設

介護保険サービスの事業所

※過去に本補助金を申請した事業所は対象外。

▶ 対象経費

対象経費	具体例
①コンサルティング経費	事業所の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更に当たって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	事業所の人材育成の仕組みに位置付けられている研修の受講又は資格取得に係る経費
③代替職員経費	本事業を活用して職員が研修受講・資格取得をする間、当該職員の不在期間中に代替で業務を行った職員の残業代、人材派遣職員の派遣料

▶ 補助基準額等

1 事業所当たり 3 5 万円 補助率 1 0 / 1 0

※人事給与制度の導入・改善に係るコンサルティングを実施する場合は基準額 1 0 0 万円

参考

※ 令和 8 年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和 7 年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigodxjinzai>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

福祉保健財団



令和8年度 介護DX推進人材育成支援事業

支援内容

事業者が、介護DX推進人材に対する手当を支給する場合や、当該手当を支給する事業者が、IT資格の取得等にかかる研修費・資格取得費及び介護DX推進人材の研修期間の代替職員雇用費を支出する場合に、これらの取組にかかる経費を補助します。

▶ 対象施設

介護保険サービスの事業所 ※申請開始から起算して最長3年度申請可能

▶ 対象経費

- ①介護DX推進人材への手当等に係る経費
- ②介護DX推進人材の研修費・資格取得費
- ③介護DX推進人材が研修期間に不在となる際の、代替職員雇用費

▶ 補助基準額等

介護DX推進人材1名当たり50万円（1法人につき、2名まで） 補助率10／10

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigodxjinzai>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/208k-dxsuisin/>

福祉保健財団



支援内容

介護支援専門員の資格取得時等の負担を軽減するため、都道府県が実施する法定研修受講料の本人負担の一部を補助します。

- ▶ 対象経費
都道府県が実施する介護支援専門員の資格取得又は更新時に受講が義務付けられた法定研修の受講料
- ▶ 補助基準額・補助率
受講者本人が負担した法定研修受講料のうち一定額（都の受講料単価の 3 / 4 相当を上限）

交付要件等

- ▶ 対象者
都内事業所等において介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者※
令和 8 年度より、所属事業所等からの申請に替え、受講者本人から直接申請を受け補助を行う。
※研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込みの者を含む。

参考

※ 令和 8 年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和 7 年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kensyuuzyukouryouhozyo

東京都福祉局



支援内容

居宅介護支援事業所に対し、事務職員の雇用経費に加え、経営改善に係る取組や利用者確保のための広報活動に係る経費を補助し、業務効率化や 経営改善を支援します。

■ 補助対象 都内居宅介護支援事業所

▶ 1 事務職員の雇用に対する支援

【事業内容】 各事業所1名の事務職員を雇用するための経費を支援

【補助基準額】 1事業所当たり 270万円 【補助率】 3/4 【対象規模】 360事業所



▶ 2 経営改善のための取組に対する支援

【事業内容】 専門家（コンサル等）を利用し、経営改善に向けた必要な取組（加算の新規取得、職員の待遇改善、事業所の大規模化や協働化、小規模事業所における事業継続に向けた代替措置の整備等）を実施した場合の専門家派遣経費を補助

【補助基準額】 1事業所当たり 40万円 【補助率】 10/10 【対象規模】 360事業所

▶ 3 利用者確保のための広報活動に対する支援

【事業内容】 利用者確保のために広報活動を行った場合の経費を補助

【補助基準額】 1事業所当たり 30万円 【補助率】 10/10 【対象規模】 1,080事業所

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。

現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/jimusyokuinkoyousienn

東京都福祉局



支援内容

- ▶ ①カスタマーハラスメント対策説明会の実施
- ▶ ②介護職員向けの総合相談窓口（管理者向け法律相談を含む。）の設置
- ▶ ③介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費の補助
- ▶ ④セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費の補助 等

条件

- ▶ ③訪問介護員補助者同行支援
 - ◆ 対象 訪問系都内介護サービス事業所（訪問入浴を除く。）
 - ◆ 補助基準額 1回の介護サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に対する給与相当額※に、複数人で訪問を行った日数を乗じて得た額（※1時間当たり1,700円上限）
 - ◆ 補助率 3 / 4
- ▶ ④防犯機器等導入支援
 - ◆ 対象 訪問系都内介護サービス事業所（訪問入浴を除く。）
 - ◆ 補助基準額 10万円
 - ◆ 補助率 1 / 2



参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/customer_harassment

東京都福祉局



令和8年度板橋区介護保険サービス事業者等指導実施方針について

板橋区では、介護給付等対象サービスの質の確保並びに保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険サービス事業者等の事業の人員、設備及び運営等、及び居宅サービス計画の内容並びに介護給付及び予防給付に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する指導及び監査について、実施方針を定めています。

ついては、令和8年度の「指導の重点項目」をお示ししますので、各事業所におかれましては内容を確認し、適切に業務が行われているか確認をお願いします。

指導の重点項目

(1) 人員基準関係

- ① 人員基準に定める従業者の資格及び員数を満たしているか
- ② 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか

(2) 設備基準・運営基準関係

- ① 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか
- ② 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか
- ③ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか
- ④ 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定及び職員周知し、必要な研修及び訓練が実施されるとともに、定期的に業務継続計画（感染症、非常災害）の見直しが行われているか
- ⑤ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、委員会の開催、研修及び訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか
- ⑥ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか
- ⑦ サービス提供を開始するにあたり、利用申込者又はその家族に対して内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報の利用を含む）が適切に行なわれているか
- ⑧ 居宅サービス計画または個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか
- ⑨ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を取っているか
- ⑩ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく身体拘束の廃止や人権侵害への防止に向けた取組みが行われているか
- ⑪ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取り扱いが適切に行われているか

(3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算の要件を満たした上で、介護報酬が請求されているか。また、減算に該当した場合には、適切に介護報酬が請求されているか

特に、居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていないなど、不適切であるにもかかわらず減額せずに報酬を請求していないか

(4) その他

今後、国、東京都より指導の重点項目が示された場合は、実地指導に取り入れる

指導(実地指導・集団指導)は介護サービス事業者の支援・育成、介護サービスの質の確保・向上を図る観点から施します。実施にあたっては、ご理解ご協力の程よろしくをお願いします。

介護保険事業者集団指導

介護保険課介護事業者係
実施日 令和8年7月8日

1. 集団指導について

(1) 集団指導の目的

正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目的としています。集団指導によって、介護保険施設等が介護保険制度に基づくサービスを適正に行うために、必要かつ正確な情報の発信を行います。

(2) 留意事項

参加していない従業者の方々にも、集団指導の内容を周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

2. 実地指導について

(1) 実地指導の目的

介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業実施の確保のため、法第23条に規定する権限を行使し、介護保険施設等に対する「指導」を行います。また、集団指導で発信及び伝達した情報が確実に介護保険施設等に届いているか確認する機会であるともいえます。

(2) 実施方針について

毎年度、介護保険サービス事業者等指導実施方針を定め、その実施方針に基づき、実地指導を実施しています。

2. 実地指導について

(3)実地指導の流れ

①実施通知 ↓	指導日から概ね1か月前までに実施通知を送付します。 ※通知の送付前に、事業所へ電話で日程等の事前調整を行います。
②事前提出 ↓	実施通知で案内する事前提出資料を期限までに介護事業者係に提出いただき、介護事業者係で確認を行い、当日まで、事業所とやり取りを行います。
③運営指導当日 ↓	介護事業者係の職員3名以上で伺い、運営関係書類の確認、利用者記録、ヒアリング、設備確認など行います。 ※指導の一部を委託している事務受託法人の職員が同行する場合があります。
④結果通知 ↓	指導日から概ね1か月までに結果通知を送付します。
⑤改善報告	改善報告書と改善結果の提出を求めます。 報告期限は、結果通知書到着日から概ね1か月以内です。

2. 実地指導について

(4)実地指導当日の流れ

①自己紹介・説明 ↓	自己紹介を行います。 その後、介護事業者係より実地指導における説明事項をお話します。
②当日準備書類の確認 ↓	実施通知で案内した当日準備資料の確認を行います。 確認が終わり次第、書類の内容の確認に入ります。
③書類確認作業 ↓	運営規程、重要事項説明書等についての読み合わせ、その他の運営基準関係書類(業務継続計画や各種マニュアル、個別援助計画等)及び報酬関係書類(加算の算定根拠となる資料等)の確認を行います。
④掲示・設備・備品等の点検 ↓	運営規程の概要、重要事項を掲示または利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか、また業務継続計画に記載されている備蓄品が揃っているかの確認を行います。
⑤講評	確認した書類に関しての評価や改善点についての講評を行います。 ※講評前に介護事業者係職員で指導結果をまとめる時間を頂戴します。

2. 実地指導について

○実地指導当日は、スムーズに実地指導が進められるよう、事前に実施通知に記載のある当日準備書類のご準備をお願いいたします。

○資格・雇用契約書・誓約書等は、事前に提出していただく名簿兼勤務表の職員順に並べてご準備していただけると時間の短縮につながります。

○資料をおまとめいただき(ファイリング等)、資料名がわかるような表示をつけていただけると時間の短縮につながります。

円滑な実地指導にご理解とご協力をお願いいたします。

2. 実地指導について

事前提出資料掲載先

板橋区ホームページトップページ

①健康・医療・福祉をクリック ➡ ②介護 を クリック



③事業関係者向け情報（介護）をクリック



④届出・指定内の介護保険事業者 実地指導事前提出資料等について

届出・指定

- [介護事業所の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」について](#)
- [訪問回数の多い居宅サービス計画等の届出について](#)
- [居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について](#)
- [高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検について](#)
- [介護保険事業者 実地指導事前提出資料等について](#) ④
- [介護保険住宅改修費等受領委任払い事業者登録のご案内](#)
- [介護保険事業者 事故報告書関係](#)

3. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

(1)運営推進会議の目的

運営推進会議とは、利用者、区市町村職員、地域住民の代表者等に対し、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として開かれる会議です。

規定の回数を年度内(4月1日から翌年3月31日)に実施していただく必要があります。

合同開催の場合、開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催日数の半数を超えないようご注意ください。

	開催の頻度	対象のサービス
通所系	おおむね6か月に1回以上	・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護
入所系	おおむね2か月に1回以上	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入所者生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護

3. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

(2)介護・医療連携推進会議の目的

介護・医療連携推進会議とは、利用者、区市町村職員、地域住民の代表者、**地域の医療関係者**等に対し、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び**地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として開かれる会議**です。

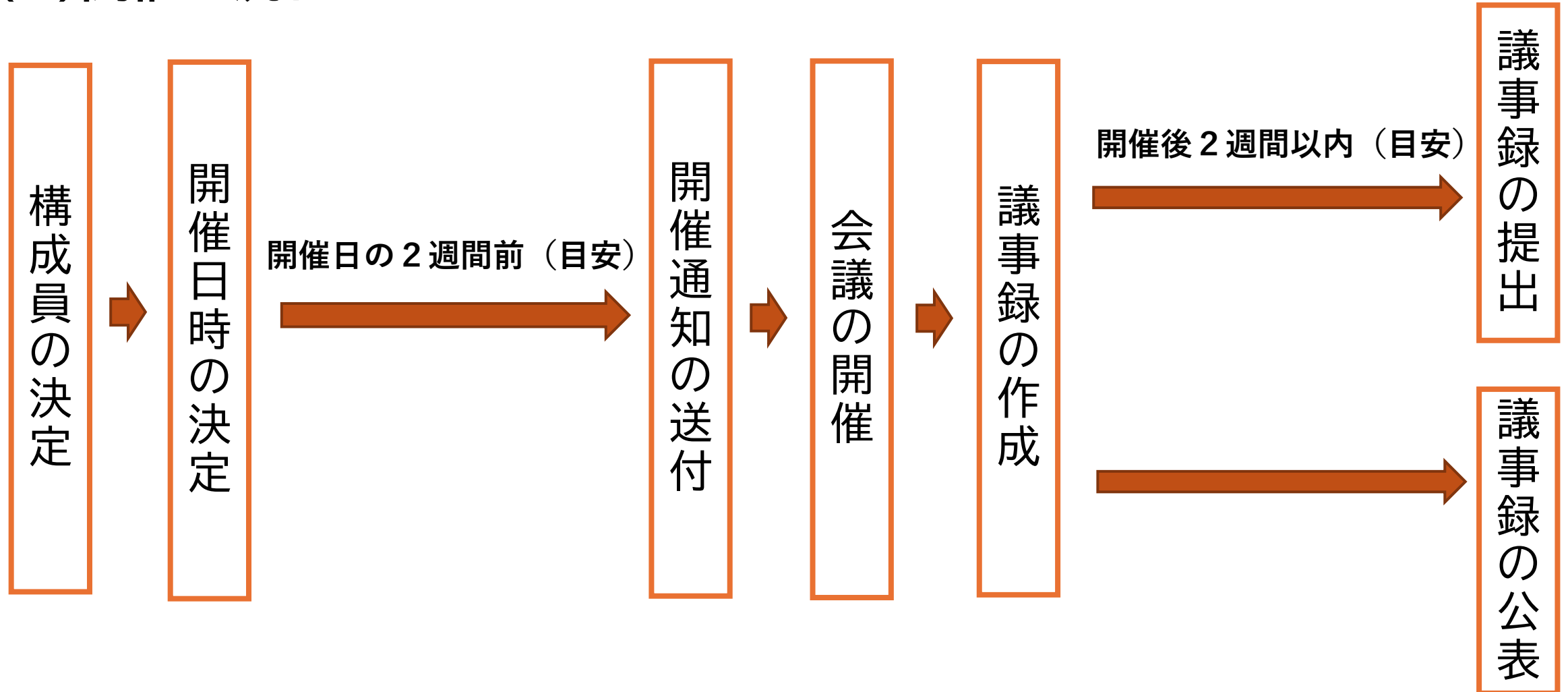
規定の回数を**年度内(4月1日から翌年3月31日)**に実施していただく必要があります。

合同開催の場合、開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催日数の半数を超えないようご注意ください。

開催の頻度	対象のサービス
おおむね 6か月に1回以上	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

3. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

(3)開催の流れ



3. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

(4)構成員について

- 利用者、利用者の家族
- 地域住民の代表者

例:町会役員、民生委員、老人クラブの代表者、交流している保育園や学校等の関係者等

- 当該サービスに知見を有する者

例:介護相談員等のボランティアの経験がある方、高齢福祉事業や認知症ケアに携わっている方・携わった経験がある方等

学識経験者である必要はなく、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方などを含め、当該サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる方。(厚生労働省運営推進会議に関するQ&Aより)

- 事業所の管理者や従業者等
- 区職員または当該事業所を管轄する地域包括支援センター職員
- 地域の医療関係者 例:医師・医療ソーシャルワーカー等(介護・医療連携推進会議の場合)

3. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

(5)議題の内容

事業者は、「運営推進会議(介護・医療連携推進会議)に対し活動状況等を報告し、運営推進会議(介護・医療連携推進会議)による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける」ことが義務付けられています。

事業所における運営や日々の活動内容、利用者の状態などを報告するとともに、会議の参加者から質問や要望、助言などについて気軽に発言できるよう配慮し、できる限り双方向的な会議になるように議題を設定してください。

～議題例～

- ・ 事業運営の基本方針
- ・ 日常サービスの提供内容や定例行事の実施報告
- ・ 利用者の構成(利用者数、平均年齢、平均介護度等)
- ・ 事故報告(発生状況、再発防止策等)
- ・ 利用者の健康管理に係る取り組み(熱中症や感染症に対する取り組み等)
- ・ 非常災害対策の取り組み(消防計画の策定・見直し、避難訓練の実施等)
- ・ 地域連携の取り組み(地域行事への参加、異年齢交流、ボランティアの受入れ等)

3. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

(6)区職員または地域包括支援センターへの開催通知について

毎年度、「運営推進会議(介護・医療連携推進会議)の開催について」という事務連絡をメールでお送りしています。

事務連絡の添付資料「事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧」の担当者が
区職員 の場合…地域包括支援センター、介護保険課介護事業者係の両方にご提出ください。
地域包括支援センター職員 の場合…地域包括支援センターのみにご提出ください。
※当該年度に新規指定を受けた事業所は、担当者が区職員となりますので、介護保険課介護事業者係にご提出ください。

事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧(令和8年度)

事業所住所を担当する地域包括支援センター		種別	事業所名	担当者
1	〇〇地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	〇〇グループホーム	区職員
		認知症対応型共同生活介護	△△グループホーム	地域包括支援センター職員
		小規模多機能型居宅介護	〇〇小規模多機能型居宅介護	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	デイサービス〇〇	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービス△△	区職員

3. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

(7)議事録について

～留意事項～

◆ サービス種別、事業所名、開催日時、開催場所、参加者を必ず記載してください。

◆ 利用者・利用者家族の氏名は、プライバシー確保の観点からフルネームを伏せてください。

〇〇年度 第〇回 運営推進会議 議事録	
サービス種別	〇〇〇〇
事業所名	デイサービス〇〇〇〇
開催日時	〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
開催場所	デイサービス〇〇〇〇 〇階〇〇室
参加者	板橋区介護保険課職員 〇〇 〇〇地域包括支援センター 〇〇 〇〇町会役員 〇〇 〇〇地区民生委員 〇〇 利用者 〇〇、〇〇 利用者ご家族 〇〇、〇〇

- ◆ 「事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧」の担当者が地域包括支援センターの場合でも、区へ議事録をご提出ください。
- ◆ 会議開催後から2週間以内を目安にご提出ください。
- ◆ 会議開催後、事業所内に掲示、ホームページに掲載などして公表してください。※個人が特定できないことのないよう、個人情報の取り扱いに十分ご注意ください。

3. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

(8)開催通知・議事録の送付先、問い合わせ先

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課 介護事業者係

TEL 03-3579-2386 FAX 03-3579-3402

※令和8年度より組織改正に伴い、係名、電話番号が変更されましたのでお間違のないようご注意ください。

4. 問合せが多い質問について

(1)書類の保存年限について

地域密着型サービスの書類保存年限は、その完結の日から5年間です。

対象サービス

- ・地域密着型通所介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

◎その完結の日とは…

個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

4. 問合せが多い質問について

(2)「変更届」の提出期限について

サービス種別	提出期限	例
・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入所者生活介護	変更事由発生後から <u>10日以内</u>	4月1日に変更する(した)場合➡4月10日まで

届出様式、添付書類は、板橋区ホームページに掲載しています。

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報(介護) > 地域密着型サービス事業者の指定等について

4. 問合せが多い質問について

(3)「加算届」の提出期限について

サービス種別	提出期限	例
・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護	算定開始月の <u>前月15日まで</u>	4月1日から算定開始する場合➡3月15日まで
・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入所者生活介護	算定開始月の <u>1日まで</u>	4月1日から算定開始する場合➡4月1日まで

届出様式、添付書類は、板橋区ホームページに掲載しています。

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報(介護) > 地域密着型サービス事業者の指定等について

5. 地域密着型サービス事業所 周知事項

(1) 東京都福祉保健財団の同行について

実地指導業務の一部を指定市町村事務受託法人(東京都福祉保健財団)に委託しています。

実地指導当日に、東京都福祉保健財団の職員も1名同行し、書類の確認に入らせていただく場合もございます。

その際は、事前に、実施通知もしくはお電話でその旨お伝えいたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

5. 地域密着型サービス事業所 周知事項

(2)「協力医療機関に関する届出書」の提出について

下記のサービスは、1年に1回以上「協力医療機関に関する届出書」の提出が必要です。

対象サービス

- ・認知症対応型共同生活介護事業所
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

※協力医療機関に変更がない場合でもご提出が必要です。

※登録されている協力医療機関に変更(増減含む)が生じた場合は、別途「変更届」をご提出ください。

届出様式は、板橋区ホームページに掲載しています。

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報(介護) > 地域密着型サービス事業者の指定等について

5. 地域密着型サービス事業所 周知事項

(3) 重要事項のウェブサイトへの掲載について

令和7年4月1日から重要事項を記載した文書を書面で掲示することに加えてウェブサイトに掲載することが義務化されました。ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことを指します。

◎令和7年度実地指導では、義務化となっているにもかかわらず、未対応の事業者が散見されました。未対応の事業者の方々におかれましては、速やかに対応を行うようお願いいたします。

5. 地域密着型サービス事業所 周知事項

(4)報酬改定に係る介護保険最新情報について

令和6年度の介護報酬改定後、厚生労働省より、Q&AがVol. 17まで出ております(令和8年6月1日現在)。

経過措置期間の終了した認知症介護基礎研修や新設された加算減算の要件等についても言及されておりますので、今一度ご確認をお願いいたします。

【地域密着型サービスについて言及しているQ&A】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・Vol. 1225(令和6年3月15日) | ・Vol. 1313(令和6年9月27日) |
| ・Vol. 1229(令和6年3月19日) | ・Vol. 1326(令和6年11月11日) |
| ・Vol. 1245(令和6年3月29日) | ・Vol. 1348(令和7年1月22日) |
| ・Vol. 1256(令和6年4月18日) | ・Vol. 1372(令和7年4月7日) |
| ・Vol. 1261(令和6年4月30日) | ・Vol. 1376(令和7年4月18日) |
| ・Vol. 1263(令和6年5月17日) | ・Vol. 1418(令和7年9月5日) |
| ・Vol. 1270(令和6年6月7日) | ・Vol. 1425(令和7年10月1日) |
| ・Vol. 1306(令和6年8月29日) | |

事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧(令和8年度)

事業所住所を担当する地域包括支援センター		種別	事業所名	担当者
1	板橋地域包括支援センター	地域密着型通所介護	デイサービス板橋区役所前店	区職員
		地域密着型通所介護	みよかデイサービス	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	みよかデイサロン	地域包括支援センター職員
2	仲宿地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	優つくりグループホーム板橋栄町	区職員
		小規模多機能型居宅介護	優つくり小規模多機能介護板橋栄町	区職員
		地域密着型通所介護	リハビリデイサロン ゆず	区職員
3	仲町地域包括支援センター	認知症対応型通所介護	クローバーのさと 認知症対応型デイサービス カウピリ板橋	地域包括支援センター職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	Link板橋定期巡回	区職員
		地域密着型通所介護	リハビリセンター Re:ACTIVE	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	リハビリセンター Re:ACTIVE 大山店	区職員
		地域密着型通所介護	リハビリセンター Re:ACTIVE 弥生店	区職員
4	桜川地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	ケアセンターけやき	区職員
		認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム板橋小茂根	地域包括支援センター職員
		小規模多機能型居宅介護	愛の家小規模多機能型居宅介護板橋小茂根	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	Bestスパ小茂根	区職員
		地域密着型通所介護	リズム・リゾートときわ台	区職員
5	富士見地域包括支援センター	地域密着型通所介護	東京高齢協 ふじみ	地域包括支援センター職員

事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧(令和8年度)

事業所住所を担当する地域包括支援センター		種別	事業所名	担当者
6	常盤台地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	グループホーム たのしい家 上板橋	地域包括支援センター職員
		認知症対応型共同生活介護	愛・グループホーム板橋ときわ台	区職員
		認知症対応型共同生活介護	ミモザ板橋ときわ台	区職員
		認知症対応型通所介護	社会福祉法人三共会 たつの子ライフ・サービス	地域包括支援センター職員
		小規模多機能型居宅介護	愛・コミュニティホーム板橋ときわ台	区職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	セントケア巡回ステーション板橋	区職員
		地域密着型通所介護	エンターテイメント絆 ★	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービスフレンズ	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービス クラス ときわ台	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービスぽかぽか道	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	リハビリセンター Re:ACTIVE 中板橋店	区職員
		地域密着型通所介護	レッツ倶楽部スマイルときわ台	区職員
		地域密着型通所介護	リハビリデイサービス + Plus One	区職員
		地域密着型通所介護	キーステーション	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービスグリーンデイ上板橋【休止】	区職員
		地域密着型通所介護	レコードブック上板橋	区職員
7	中台地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	グループホームくつろぎの家若木公園前	区職員
		認知症対応型共同生活介護	グループホーム わかぎの憩	地域包括支援センター職員
		認知症対応型通所介護	若木ライフ	区職員
		認知症対応型通所介護	デイサービスけやき	地域包括支援センター職員
		認知症対応型通所介護	ゆめの園りふれ若葉 認知症対応型デイサービスセンター	区職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	SOMPOケア 若木 定期巡回	区職員
		看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能リベル板橋西台 ★	区職員
		地域密着型通所介護	あおぞらぷらす	区職員

事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧(令和8年度)

事業所住所を担当する地域包括支援センター		種別	事業所名	担当者
8	徳丸地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	グループホームマイライフ徳丸	区職員
		認知症対応型共同生活介護	気手来手くんの家 高島平	区職員
		認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム板橋徳丸	区職員
		認知症対応型共同生活介護	SOMPOケア そんぼの家GH徳丸	地域包括支援センター職員
		認知症対応型共同生活介護	グループホームきらら板橋徳丸 ★	区職員
		認知症対応型通所介護	デイサービスはるか	区職員
		小規模多機能型居宅介護	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	地域包括支援センター職員
		小規模多機能型居宅介護	小規模多機能きらら板橋徳丸 ★	区職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	SOMPOケア 徳丸 定期巡回	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	コンパスウォーク徳丸	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	リハビリデイサービスnagomi徳丸店	区職員
		地域密着型通所介護	リハビリセンター徳丸	区職員
		地域密着型通所介護	あゆちゃんち	区職員
9	下赤塚地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	グループホームエーデルワイス四葉	区職員
		認知症対応型共同生活介護	マインドファミリアーレ四葉(グループホーム)	区職員
		認知症対応型共同生活介護	グループホーム東京板橋の家	地域包括支援センター職員
		認知症対応型共同生活介護	優つくりグループホーム板橋四葉 ★	区職員
		小規模多機能型居宅介護	マインドファミリアーレ四葉(小規模多機能型居宅介護)	区職員
		看護小規模多機能型居宅介護	優つくり看護小規模多機能介護板橋四葉 ★	区職員
		地域密着型通所介護	楓の風リハビリテーション颯 板橋	区職員
		地域密着型通所介護	ぱすてるデイサービス四葉	地域包括支援センター職員

★・・・令和7年4月以降に新規指定・事業所名変更・法人変更があった事業所

事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧(令和8年度)

事業所住所を担当する地域包括支援センター		種別	事業所名	担当者
10	三園地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム板橋高島平	区職員
		認知症対応型共同生活介護	グループホーム フレンド高島平	地域包括支援センター職員
		認知症対応型共同生活介護	グループホームたかしまだいら	地域包括支援センター職員
		小規模多機能型居宅介護	愛の家小規模多機能型居宅介護板橋高島平	区職員
		小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームたかしまだいら	地域包括支援センター職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型サービスたかしまだいら	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	スマイルデイサービス新高島平	区職員
11	成増地域包括支援センター	地域密着型通所介護	デイサロン 凜	区職員
		地域密着型通所介護	リハプライド・なります	区職員
		地域密着型通所介護	樹楽 成増	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	レコードブック成増 ★	区職員
12	志村坂上地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	グループホーム「私の時間」	地域包括支援センター職員
		認知症対応型共同生活介護	かもめの家	区職員
		認知症対応型共同生活介護	グループホームスリール板橋志村	地域包括支援センター職員
		小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所スリール板橋志村	地域包括支援センター職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回サービス土屋板橋	区職員
		地域密着型通所介護	東坂下高齢者在宅サービスセンター	区職員
		地域密着型通所介護	レコードブック志村坂上	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	ファミリーケア 志村さくら物語	区職員
		地域密着型通所介護	花のまる	区職員
13	前野地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	はなまるホーム前野町	地域包括支援センター職員
		認知症対応型共同生活介護	はなまるホーム北前野	区職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	アウケアホーム板橋・定期巡回	区職員
		地域密着型通所介護	癒しの里 雅 前野町	区職員
		地域密着型通所介護	えすぽわーるデイサービスセンター	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	だんらんの家 前野町	区職員

事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧(令和8年度)

事業所住所を担当する地域包括支援センター		種別	事業所名	担当者
14	蓮根地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	グループホームゆりの花 坂下	地域包括支援センター職員
		認知症対応型通所介護	いずみの苑 通所介護事業所	区職員
		小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームゆりの花 坂下	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	ケアセンス ここも	区職員
		地域密着型通所介護	A&Kコミュニティー	区職員
		地域密着型通所介護	A&Kコミュニティー2号店	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービス モア ★	区職員
		地域密着型通所介護	ハッピー&スマイルラボ 健康の素	区職員
15	高島平地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ラポール高島平	区職員
		認知症対応型通所介護	デイサービス紫音	地域包括支援センター職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	アウケアホーム板橋北・定期巡回	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービスセンターパークサイド	区職員
		地域密着型通所介護	いいふろ DAY 高島平	区職員
		地域密着型通所介護	リハビリセンター 高島平	地域包括支援センター職員
16	舟渡地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	サンベストビレッジ浮間公園	区職員
		認知症対応型共同生活介護	サンベストビレッジ舟渡	区職員
		認知症対応型通所介護	舟渡高齢者在宅サービスセンター	区職員
		看護小規模多機能型居宅介護	サンベストビレッジ舟渡	区職員
		地域密着型通所介護	アップライフ高島平	区職員
		地域密着型通所介護	あおぞらさぼーと	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	サンベストビレッジ浮間公園	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービスあいである高島平2号館	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	レコードブック高島平	地域包括支援センター職員
17	熊野地域包括支援センター	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームケアひより	区職員
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	アウケアホーム板橋大山・定期巡回 ★	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービスありがたいテラス ★	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	りはふれんず大山金井	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービス クラス 熊野町	区職員
		地域密着型通所介護	レコードブック大山	区職員

事業所別 運営推進会議 出席担当者一覧(令和8年度)

事業所住所を担当する地域包括支援センター		種別	事業所名	担当者
18	清水地域包括支援センター	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護 宮乃や	区職員
		地域密着型通所介護	さわやか清水町リハビリデイサービス ★	区職員
		地域密着型通所介護	コンパスウォーク板橋本町	区職員
		地域密着型通所介護	レコードブック本蓮沼	地域包括支援センター職員
19	大谷口地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護	ニチイケアセンター板橋大谷口	区職員
		認知症対応型共同生活介護	グループホーム板橋	区職員
		小規模多機能型居宅介護	デイハウスむかいはら	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	リハビリデイサービスネスト	区職員
		地域密着型通所介護	癒しの里 雅 小茂根	区職員
		地域密着型通所介護	デイサービス千年家 ★	地域包括支援センター職員
		地域密着型通所介護	ヒラックス板橋 ★	区職員

実地指導における主な指摘事項

※基準等における準用に伴う読み替え箇所は下線で表示しています。

基 準 等 (抜 粋)	主 な 指 摘 事 項
(従業者の員数) 小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1 人以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 【区条例第 82 条第 4 項】	・ 看護師又は准看護師を配置していなかった
(内容及び手続きの説明及び同意) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 122 条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の文書による同意を得なければならない。</u> 【区条例第 9 条第 1 項（準用第 128 条）】	・ 条例上運営規程に記載が義務付けられている事項について、重要事項説明書に記載が無かった。 ※板橋区では、条例上運営規程に記載が義務付けられている事項について、「運営規程の概要」として重要事項説明書にも記載するよう指導しています。 ・ 運営規程の記載内容と異なっていた。 (事業の実施地域や営業時間など) ・ 利用料金の金額、加算単位数の記載に誤りがあった。

(受給資格等の確認) <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</u> 【区条例第 12 条第 1 項（準用第 80 条）】	・利用者の提示した被保険者証で資格を確認していなかった。
(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施すること。 【区条例第 117 条第 7 項】 指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針	・委員会を 3 月に 1 回以上開催していなかった。 ・指針に記載する項目が不足していた。 ・研修を年 2 回以上開催していなかった。

ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 【老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号第 3 の五の 4 の(4)の⑤】 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催する 【老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号第 3 の五の 4 の(4)の⑥一部抜粋】	
（認知症対応型通所介護計画の作成） 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第 62 条又は第 66 条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 【区条例第 71 条第 1 項】 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 【区条例第 71 条第 3 項】 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 【区条例第 71 条第 4 項】	・管理者が計画を作成していなかった。 ・管理者が計画の内容について説明していなかった。 ・管理者が計画を利用者に交付していなかった。

(運営規程) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 34 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 【区条例第 31 条】	・運営規程に記載すべき項目が不足していた。
(勤務体制の確保等) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 【区条例第 59 条の 13 第 4 項（準用第 108 条）】	・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化していなかった。

(業務継続計画の策定等) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 【区条例第 32 条の 2 第 1 項】 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 感染症に係る業務継続計画 - a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) - b 初動対応 - c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、農耕接触者への対応、関係者との情報共有等) 災害に係る業務継続計画 - a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) - b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) - c 他施設及び地域との連携 【老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号第 3 の一の 4 の(23)の②一部抜粋】	・業務継続計画に記載する項目が不足していた。
--	-------------------------------

(掲示) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 【区条例第 34 条第 1 項】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 【区条例第 34 条第 3 項】	・重要事項を掲示していなかった ・ウェブサイトに掲載していなかった
(秘密保持等) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 【区条例第 35 条第 3 項（準用第 128 条）】	・家族の同意をとっていなかった
(非常災害対策) <u>指定認知症対応型通所介護事業者</u>は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 【区条例第 59 条の 15（準用第 80 条）】	消防に関する計画のみで、風水害や地震等に関する計画がなかった

(協力医療機関等) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った区長に届け出なければならない。 【区条例第125条第3項】 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 【区条例第125条第5項】	・板橋区への届出がされていなかった ・新興感染症の協議がなされていなかった
(地域との連携等) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護</u>の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員又は当該<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、<u>認知症対応型共同生活介護</u>について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 【区条例第59条の17第1項(準用第128条)】 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 【区条例第59条の17第2項(準用第128条)】	・運営推進会議を2月に1回以上開催していなかった ・記録の公表をしていなかった

(虐待の防止)

当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

【区条例第 40 条の 2 第 2 号】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号第 3 の一の 4 の(31)の②】

・指針に記載する項目が不足していた

(その他)

・運営規程及び重要事項説明書は事業所の実態に即したものを記載してください。

特に、「職員の職種、員数及び職務内容」、「営業日及び営業時間」、「利用定員」「提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」の項目は定期的に内容が変わる可能性があります。定期的に見直しの上、変更があった際は修正するようお願いします。

・運営規程と重要事項説明書は記載内容を統一してください。もし、齟齬がある場合は、正しい方に記載内容を統一してください。

・リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例は以下、令和6年3月15日介護保険最新情報 Vol.1217「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227728.pdf>

【基準等】

「区条例」

=東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年3月8日東京都板橋区条例第17号)

「老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号」

=指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービス介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）

介護保険事業における 事故発生時の報告について

令和8年7月 集団指導 板橋区介護保険課介護事業者係

目次

1. 令和8年度 周知事項
2. 事故報告書の提出について
3. サービス種別別事故報告届出件数
4. 令和7年度 要介護度別事故発生件数
5. 令和7年度 事故種別件数
6. 令和7年度 事故発生場所別件数
7. 事故事例
8. 事故報告書の提出上の留意点

1. 令和8年度 周知事項

- ・事故報告書の様式について（様式第1号）

※令和3年度から周知しておりますが、未だ、旧様式で提出する事業者も散見されます。現行の様式は、項目1～11まであります（旧様式は、項目1～10までとなっています）。切り替えをお願いいたします。

- ・事故報告の提出方法について

これまでは郵送またはファイルストレージシステムでの提出でしたが、**令和8年4月1日より、原則、電子申請（LoGoフォーム）での提出に変更**となりました。提出方法についてはホームページに掲載（★）しておりますので、そちらをご確認ください。

★掲載先

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報（介護）
> 介護保険事業者 事故報告書関係

2. 事故報告書の提出について

①報告の手順

第1報・最終報告

事故発生後、遅くとも**5日以内**に事故報告書（第1報）の項目1から6までを記載し、作成の上、電子申請（LoGoフォーム）で区に提出する。その後、事故処理が完了次第事故報告書（最終報告）の7から10までを記載し、作成の上第1報同様、電子申請（LoGoフォーム）で区に提出する。※FAX・メール・郵送でのご提出は受け付けておりません。

なお、**5日以内**に事故処理が完了している場合は事故報告書（第1報）・事故報告書（最終報告）を併用して提出可能。

②報告書の様式

様式「事故報告書 様式第1号」を用いる。

感染症等（新型コロナ含む）で、同案件にかかる事故で複数人の報告が必要な場合は、「事故報告書 様式第2号」をあわせて添付すること。

なお、事業所職員が感染した場合も事故対象。様式第2号の備考欄に職員である旨を分かるように記載する。

③報告が不要な場合

☑事故による被害又は影響がきわめて微少な場合

- ・利用者に事故が起きた場合で、特段身体に異常がなく、医療機関の受診が必要ない場合
- ・医療機関を受診したが、診察又は検査のみで治療や処方の必要がない場合

☑老衰、看取り期にあり、死亡した場合

- ・老衰、看取り期により死亡した場合については基本的には提出不要だが、以下の場合は提出が必要となる。

【1】持病以外の病気で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合

【2】サービスの提供が原因で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合

【3】持病により死亡した場合であっても、警察が介入した場合

※詳しくは板橋区ホームページ「介護サービス事故報告書に関するQ&A」を参照してください。

★掲載先

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報（介護）
> 介護保険事業者 事故報告書関係

④事故報告の範囲

→各事業者の責任や過失の有無に関わらず、下記のいずれかに該当する場合とする。

☑骨折、外傷、誤嚥、異食などで利用者が治療を要したもの

☑他者の薬の誤薬はすべて報告

☑離設

（医療機関受診が必要となる程の身体的影響等があった場合・警察へ届け出をした場合）

☑感染症、食中毒、疥癬の発生

（疥癬の場合は、複数名の感染が確認され、感染拡大の恐れがある場合）

☑介護サービスに起因すると思われる死亡事故

☑個人情報の流出、金品着服、虐待行為などが生じた場合

☑災害(地震・火災など)で介護サービスの提供に影響がある場合

☑その他、特に区から報告を求められた場合

⑤報告書の提出先

〒173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号

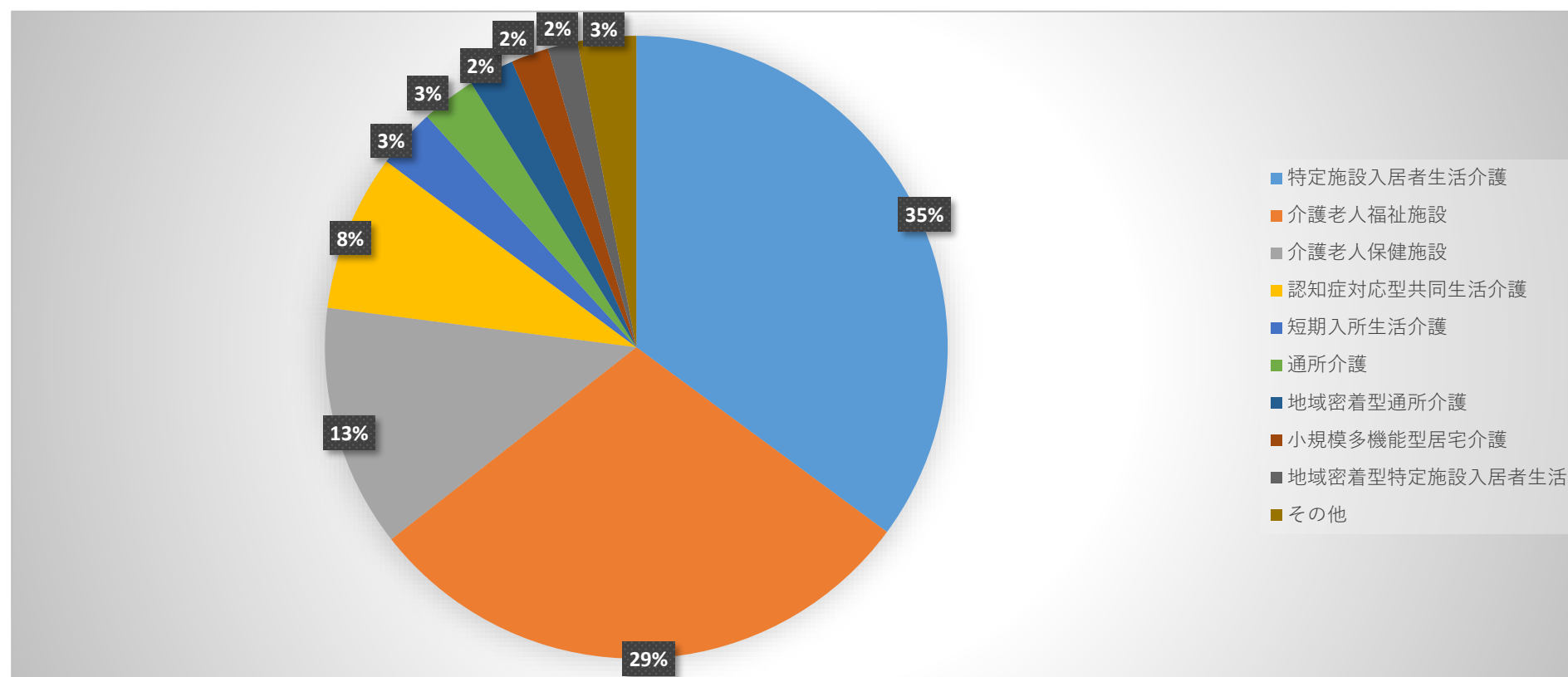
板橋区介護保険課介護事業者係 ☎03-3579-2386

メール：ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp

3. サービス種別別事故報告届出件数

令和7年度、区へ提出のあった事故報告件数は1484件でした。そのうち、最も届出件数が多かったサービス種別は、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）の521件で全体の35%でした。続いて、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が435件、介護老人保健施設が187件でした。

全体の1484件のうち介助中による事故は217件発生しています。



4. 令和7年度要介護度別事故発生件数

令和7年度事故件数 合計1484件のうち介護度別件数は、以下の内訳のとおりです。

要支援者

☑ 要支援1	35件
☑ 要支援2	33件

要介護者

☑ 要介護1	185件
☑ 要介護2	252件
☑ 要介護3	338件
☑ 要介護4	330件
☑ 要介護5	240件
☑ その他（事業所職員等）	71件

5. 令和7年度事故種別件数

令和7年度事故件数 合計1484件
事故種別内容は、以下の内訳のとおりです。

☑ 転倒	556件
☑ 転落	60件
☑ 誤嚥・窒息	16件
☑ 異食	4件
☑ 誤薬	109件
☑ 感染症	360件
☑ 医療処置関係	18件
☑ その他	361件

6. 令和7年度事故発生場所別件数

令和7年度事故件数 合計1484件
事故発生場所は、以下の内訳のとおりです。

☑ 居室	535件
☑ 施設内	589件
☑ 敷地内の建物外	10件
☑ 敷地外	20件
☑ 自宅	12件
☑ 送迎中	11件
☑ その他	307件

7. 事故事例

～居室内での事故～

事故報告で1番多かった事故は転倒事故です。例えば、利用者をご自身のみでベッドから起き上がり、歩こうとして居室内で転倒されるといったものです。またマジックテープ式の靴をテープの上から踏んで履いていたことによる転倒事故やキャスター付きの家具に掛まり、転倒した事故の報告も受けています。

転倒事故は、居室内に限らず、多くの場所で起こりやすい事故です。

【対応策】

- ★ご本人の状況について、事故防止委員会等を開催し、検討を行う。
- ★センサーマットを使用する。
⇒過去に職員がセンサーマットのスイッチを入れ忘れたために起きてしまった事故もありました。
- ★転倒緩和のため、ベッド脇にマットを敷く。
- ★見守りの強化を行う。
- ★本人の身体状況に応じた環境を整える。

～誤薬による事故～

続いて、職員の確認ミスやダブルチェックを怠ったために起きた誤薬による事故も多く見られました。特に、利用者が多く集まる食堂で、違う利用者に配薬を行ってしまう事故が多数起きています。

【対応策】

★利用者をフルネームで呼び、必ず複数人で配薬チェックを行う。

★利用者本人の名前と顔の確認を徹底する。

★複数人の利用者が食卓に着く場合、薬を飲むまで見届けるなど。

万が一、誤薬事故が起きてしまった場合は、ご本人の体調管理の徹底を行うとともに、ご家族へもその旨情報提供を行うなどのご対応をお願いいたします。

～誤嚥・窒息での事故～

令和7年度も誤嚥・窒息での事故が多く見られました。誤嚥・窒息は死亡につながりやすい事故です。十分に注意して見守りをしてください。

【対応策】

★利用者の体調やADLに合わせた食事形態にし、ゆっくり食べてもらうよう案内する。

★食事中の見守りを怠らない。

～個人情報流出の事故～

FAXの誤送信、他者の書類の交付、個人情報の紛失など、個人情報に関する事故も起こっています。2重チェックを行うなど、個人情報は細心の注意を払って扱ってください。また持ち出しする際も細心の注意を払ってください。

【対応策】

★職員同士で2重チェックをする。

～転落による事故～

転落事故も多く見られる事故です。ベッドから立ち上がろうとした際に滑り落ちてしまったという事例や車いすの操作中に段差につまずいて転落してしまったという事例が見られました。また、背もたれのない椅子に座り、転落した事故の報告も受けています。転落事故は重大なけが・病気につながる危険な事故です。十分に注意して見守りをしてください。

【対応策】

★ベッドにつく際、深く腰をかけてベッド中央に横になれる状態が取れているか見守り確認をする。

★車いすを操作するときはゆっくりと利用者のペース・タイミングに合わせて行う。

★ベッドを最低床に設定し、転落防止に努める。

★本人の身体状況に応じた環境を整える。

8. 事故報告書の提出上の留意点

- ①「2. 利用者情報」の保険者の欄には該当する市区町村の名前をお書きください。
- ②事故の発生から5日以内に第1報を作成し、提出してください。提出が事故発生日から6日以上経過したときは、報告遅延理由欄に遅延理由を記載してください。
- ③最終報告書は当該事故の処理が全て終了した時点でご提出ください。
- ④保険者が板橋区外の利用者の事故については、板橋区への報告と併せて、保険者である自治体にも事故報告書の提出が必要な場合があります。保険者である自治体に事故報告書の提出が必要かどうか確認の上、報告した場合は「6. 事故発生後の状況」の連絡した関係機関の欄にチェックと自治体名の記載をお願いいたします。
- ⑤電話での連絡は事故報告書の第1報の提出にあたりません。事故報告書は電子申請（LoGoフォーム）で提出するようお願いいたします。
- ⑥提出する前に記載事項の不備等がないか確認してからご提出ください。「2. 利用者情報」のサービス提供開始日が生年月日となっていることが多数あります。
- ⑦介護サービス等の提供による事故が発生した場合は、事故が発生した原因の分析及び再発防止策の検討、実行を徹底してください。原因が不明の場合でも、「原因不明」とするのではなく、原因を推測したうえで、再発防止策を検討してください。

介護サービスの提供による事故を減らし、利用者が安全に生活できるよう努めましょう。